平成２９年（フ）第５１号
兵庫県豊岡市福田1301番地
債務者　松田　　修
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　與語　信也
4　破産債権の届出期間　平成29年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月17日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
兵庫県豊岡市福田1301番地
債務者　松田　貴子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　與語　信也
4　破産債権の届出期間　平成29年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月17日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第４５６号
広島市西区観音本町１丁目20番14号
債務者　堂本　隆男
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　正剛
4　破産債権の届出期間　平成29年８月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月11日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５６号
秋田県湯沢市山田字川原30番地３
債務者　武石富美子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第５９号
秋田県横手市平鹿町浅舞字蒋沼181番地５
債務者　及川しおり
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１８６号
函館市大川町１番84―504号
債務者　八戸　信昭
1　決定年月日時　平成29年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第６２号
福岡県行橋市大橋１丁目８番８号　コーポ中村101号
債務者　荒木　和浩
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
宮城県東松島市大塩字緑ケ丘２丁目２番地５、前住所宮城県石巻市和渕字黄金袋37番地市営和渕黄金袋住宅第２号
債務者　木村　幸子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第３８０号
埼玉県吉川市大字平沼659番地　ジェントリーＡ201号室
債務者　郡川　奈々（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３５９号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目８番16号　新井ビル307
債務者　ペレイラ　ジェランジー　エウジェニオ
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３７３号
埼玉県ふじみ野市福岡中央１丁目１番15号　キャッスルマンション上福岡311
債務者　森　　宏之
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８８９号
名古屋市南区本地通４丁目１番地　なごやの家笠寺215号
債務者　新海　正義
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８９号
岡山県倉敷市浜ノ茶屋２丁目４番12号　サンクレール202号
債務者　峰見　　雅
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
岡山県倉敷市中島279番地７Ｄｗｅ１１倉敷202号
債務者　細坂　雄馬
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１１１２号
札幌市豊平区月寒東３条10丁目３番26号　ベルメゾン月寒東302号
債務者　松本　なゆ
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部